



三重県公報

平成21年6月19日（金）

第 2096 号

毎週火・金曜日発行

目 次

（番号）	（題 名）	（担当）	（頁）
規 則			
56	三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則	（勤労・雇用支援室）	2
告 示			
424	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	（商工振興室）	2
425	特定計量器の定期検査の実施	（計量検定所）	3
選 管 告 示			
58	選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じた数とを合算して得た数	（選挙管理委員会）	3
59	三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	（ 同 ）	4
公 告			
	軽油引取税に係る免税証を無効とした旨	（税務政策室）	4
	同件	（ 同 ）	4
	同件	（ 同 ）	5
	土地改良区役員の就任の届出	（農地調整室）	5
	土地改良区役員の退任の届出	（ 同 ）	5
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	（ 同 ）	5
	土地改良区の定款変更の認可	（ 同 ）	6
	土地改良区の解散認可	（ 同 ）	6
	指定管理者の募集	（教育委員会）	6
共 済 組 合 公 告			
	地方公務員等共済組合法の規定に基づく平成20年度決算の要旨	（市町行財政室）	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	（警察本部）	9

規 則

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十一年六月十九日

三重県知事 野呂昭彦

三重県規則第五十六号

三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 三重県立職業能力開発施設条例施行規則（昭和三十五年三重県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「中学校又は」及び「職業相談票〔乙〕又は」を削る。

別表中 「OA事務科（障害者）」を「OA事務科（障がい者）」に改める。

第二条 三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中 「販売ビジネス科 6月 20」を「販売ビジネス科 6月 20
金属成形科 6月 20」に改める。

第三条 三重県立職業能力開発施設条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中 「メタルクラフト科 2年 20
木造建築科 2年 15」を「メタルクラフト科 2年 15」に、

「電子制御情報科 2年 20」を「電子制御情報科 2年 15」に、

「金属成形科 6月 20」を「金属成形科 6月 20
建築施工科 1月 10」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成二十一年十月一日から施行する。
- この規則による改正前の別表に規定する木造建築科は、この規則による改正後の別表の規定にかかわらず、この規則の施行の日に木造建築科に在籍する者が当該木造建築科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。

告 示

三重県告示第 424 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 9 条第 4 項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公告します。

平成 21 年 6 月 19 日

三重県知事 野呂昭彦

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ニトリ桑名店
桑名市大字小貝須字柳原 455 番 1
- 変更をしようとする事項
特になし
- 勧告に対する回答について
(1) 国道 23 号側出入口について

原則、来退店経路は国道 258 号側道から市道を経由するものとする。

ただし、市道側交差点部分での混雑が想定されるため、店舗前面駐車場の退店車両については、国道 23 号側から出庫させる。その際には、出入口に警備員を配置し、国道 23 号及び合流車線の車の交通状況を確認（国道 23 号本線南側の信号が赤信号の状態等）し、十分安全に配慮して誘導する。

国道 23 号側の入口は、原則使用しないが、国道 258 号側道交差点部において混雑、渋滞、事故などが発生した場合、若しくは、周辺生活道路への車の流入を止められず危険な状況になった場合には、臨時の来店車の入口として使用する。

国道 258 号側道部は当然に国道 23 号側の合流車線と同じ台数の交通量があり、さらに、国道 23 号合流部においては手前のカーブで減速されるが、国道 258 号側道の交差点（市道を経由する入出庫経路）は減速を行う前の段階であり、ニトリ桑名店への来店車両が国道 258 号側道交差点部で急に減速した場合などは、後続車両の追突事故等の危険もあり、国道 23 号側出入口を完全に閉鎖し、国道 258 号側道から市道を経由する経路のみをもって全ての来退店車両を誘導した場合の周辺への混雑、事故の発生の可能性が危惧される。

(2) 国道 258 号側道から市道を経由する経路における狭小部分の拡幅計画について

狭小箇所の改善については、来店・退店の車両が交互通行できるように関係各者と協議を進める。ただし、対外交渉が必要となるため、すぐにできる内容ではないが、できるだけ早く実現できるように協議していく。

改善後の運用については、原則、国道 23 号側の出入口は使用せず、今回の改良道路から来退店させる。

ただし、渋滞等により、事故等の危険な状況が発生した場合には、安全に配慮したうえで使用する。

(3) 交通整理の方法について

国道 258 号側道交差点部（狭小箇所）については、誘導員を配置し、来退店車両に対して安全な誘導を行う。

また、国道 258 号側道交差点部に限らず、国道 23 号側出入口及び合流車線手前のカーブ部においても誘導員を適切に配置し、安全かつ円滑な交通整理に努めていく。

3 届出の日

平成 21 年 5 月 29 日

4 届出等の縦覧場所

三重県農水商工部商工振興室

5 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 21 年 6 月 19 日から同年 10 月 19 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 425 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、鈴鹿市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500Kg を超えるはかりを除く。）。
平成 21 年 6 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
平成 21 年 7 月 22 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター
平成 21 年 7 月 24 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	鈴鹿市神戸コミュニティセンター

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 58 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数並びに同法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数を次のとおり告示します。

平成 21 年三重県選挙管理委員会告示第 26 号は、廃止します。

平成 21 年 6 月 19 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

50 分の 1 の数 30,185

40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
318,202

三重県選挙管理委員会告示第 59 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 80 条第 1 項の規定による三重県議会議員選挙の各選挙区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり告示します。

平成 21 年三重県選挙管理委員会告示第 27 号は、廃止します。

平成 21 年 6 月 19 日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

選挙区名	3 分の 1 の数
津 市	77,070
四 日 市 市	81,966
伊 勢 市	36,460
松 阪 市	45,577
桑名市・桑名郡	38,827
鈴 鹿 市	51,575
名 張 市	22,518
尾鷲市・北牟婁郡	11,673
亀 山 市	12,984
鳥 羽 市	6,292
熊野市・南牟婁郡	11,810
いなべ市・員弁郡	19,127
志 摩 市	16,356
伊 賀 市	26,506
三 重 郡	16,372
多 気 郡	13,635
度 会 郡	14,328

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

平成 21 年 6 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

免 税 証 の 種 類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された 販売業者の名称
200L 券	農業	20805522543	1	平成 21 年 2 月 7 日～ 平成 22 年 2 月 6 日	株式会社 J A サービス三重四 日市 鶴川原給油所

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

平成 21 年 6 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

免 税 証 の 種 類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
1,000L 券	漁業	40801610387～ 40801610390	4	平成 21 年 3 月 1 日～ 平成 22 年 2 月 28 日	白土礦油（白土 輝勝）
100L 券	漁業	40801410399～ 40801410403	5	平成 21 年 3 月 1 日～ 平成 22 年 2 月 28 日	白土礦油（白土 輝勝）

三重県県税条例施行規則（昭和 34 年三重県規則第 48 号）第 68 条の 8 第 1 項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

平成 21 年 6 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

免 税 証 の 種 類	用途	番号	枚数	有効期間	免税証に記載された販売業者の名称
10L 券	農業	70805102684	1	平成 20 年 6 月 23 日～ 平成 21 年 6 月 22 日	多田産業株式会社
20L 券	農業	70805202670～ 70805202673、 70805202683	5	平成 20 年 6 月 23 日～ 平成 21 年 6 月 22 日	多田産業株式会社

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

平成 21 年 6 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

木曾岬町土地改良区（桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地）

就任理事

桑名郡木曾岬町大字和泉 72 番地

加 藤 隆

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 21 年 6 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

木曾岬町土地改良区（桑名郡木曾岬町大字西対海地 251 番地）

退任理事

桑名郡木曾岬町大字加路戸 5 番地

平 野 勲

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成 21 年 6 月 19 日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

白江野土地改良区（鈴鹿市白子 1 丁目 4 番 20 号）

退任理事

鈴鹿市白子 1 丁目 4 番 28 号

村 上 四 郎

〃 白子本町 8 番 21 号

中 山 邦 則

〃 白子町 1778 番地の 3

桐 生 儀 平

〃 白子 1 丁目 10 番 1 号

達 知 幸一郎

〃 白子町 1948 番地

大 浦 利 彦

〃 江島町 169 番地の 2

長谷川 敏 和

〃 東江島町 11 番 6 号

清 水 清

〃 江島本町 31 番 10 号

山 上 三 夫

〃 野町中 2 丁目 11 番 16 号

鈴 木 弘 二

〃 西玉垣町 1435 番地の 5

城ノ口 勝

〃 〃 1499 番地の 1

杉 野 喜 市

退任監事

鈴鹿市白子1丁目31番12号

〃 白子本町12番29号

善 道 久 彌

辻 正 典

就任理事

鈴鹿市白子町1948番地

〃 白子4丁目14番23号

〃 白子1丁目5番28号

〃 〃 1丁目14番9号

〃 白子本町21番20号

〃 江島本町31番10号

〃 〃 28番17号

〃 〃 9番33号

〃 野町中2丁目11番16号

〃 西玉垣町1435番地の5

〃 南玉垣町7085番地

大 浦 利 彦

犬 飼 照 雄

三 谷 浩 樹

桐 生 繁 之

吉 田 弘 義

山 上 三 夫

出 口 幸 雄

瀬 古 文 夫

鈴 木 弘 二

城ノ口 勝

荻 野 好 伸

就任監事

鈴鹿市白子町3388番地

〃 〃 208番地の6

矢 田 延 治

宮 本 文 男

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高野井土地改良区（津市一志町田尻593番地2）の定款の変更を認可しました。

平成21年6月19日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、川合土地改良区（亀山市川合町25番地）の解散を平成21年5月29日認可しました。

平成21年6月19日

三 重 県 知 事 野 呂 昭 彦

次のとおり三重県立熊野少年自然の家に係る指定管理者を募集します。

平成21年6月19日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

1 施設の概要

(1) 名称

三重県立熊野少年自然の家

(2) 所在地

三重県熊野市金山町1577番地

(3) 規模等

開 設 昭和52年1月

敷地面積 20,375.08 m²延床面積 2,299.99 m²

2 指定期間（予定）

平成22年4月1日から平成25年3月31日までとします。

3 指定管理者が行う業務

(1) 三重県立熊野少年自然の家（以下「少年自然の家」といいます。）の事業の実施に関する業務

(2) 少年自然の家の施設等の利用の許可等に関する業務

(3) 少年自然の家の利用料金の収受等に関する業務

(4) 少年自然の家の施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(5) 少年自然の家の管理上必要な業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7の場所で、平成21年6月22日（月）から同年7月8日（水）まで（三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合は着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7の場所あてに平成21年7月8日（水）午後5時までに必着するようにお申し込みください。

(3) 現地説明会

平成21年7月14日（火）午後2時から

なお、募集要項に関する説明会を併せて開催します。

(4) 申請書類の受付

7の場所へ、平成21年8月31日（月）から同年9月4日（金）までの間に、持参又は郵送してください。

持参の場合は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成21年9月4日（金）午後5時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会第2回定例会の議決を経て指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室社会教育グループ 担当 杉谷

電 話 059-224-3322

ファクシミリ 059-224-3022

電子メール shabun@pref.mie.jp

共 済 組 合 公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定に基づき、平成20年度決算の要旨を公告します。

平成21年6月19日

三重県市町村職員共済組合理事長 長谷川 順 一

損益計算書の要旨

（単位：千円）

経 理 区 分	短 期	長 期	預 託 金 理	業 務	保 健	宿 泊 (会館)	宿泊(サンペルラ志摩)	貯 金	貸 付	物 資
収 入	負 担 金	5,268,029	15,614,402		172,536	236,209				
	掛 金	5,397,421	9,390,386			231,558				
	施 設 収 入 ・ 商 品 売 上						22,054	263,545		378,335
	利 息 及 び 配 当 金	12,663		397,215	818	3,055	276	319	624,564	404
	そ の 他 の 収 入	565,556			87,858	26,329	102	104	3,090	313,450
	他 経 理 から 繰 入				31,787			91,000		
入	前 年 度 支 払 準 備 金	855,887								

	計	12,099,556	25,004,788	397,215	292,999	497,151	22,432	354,968	627,654	313,854	436,486
支 出	給 付	5,464,693									
	役 職 員 給 与				144,927	14,180			34,038	35,886	4,144
	旅 費 ・ 事 務 費				17,401	3,526	715	1,685	1,615	2,144	306
	商 品 仕 入							7,404			357,251
	飲 食 材 料 費							50,507			
	委 託 費				14,334	5,828	1,310	131,700	5,370	1,759	1,143
	支 払 利 息			397,215					563,523	230,467	15,325
	前 期 高 齢 者 納 付 金	1,798,149									
	後 期 高 齢 者 支 援 金	1,648,532									
	病 床 転 換 支 援 金	1,070									
	老 人 保 健 拠 出 金	193,057									
	退 職 者 給 付 拠 出 金	727,774									
	介 護 納 付 金	711,598									
	連 合 会 払 込 金	613,983	25,004,788							30,174	
	他 経 理 へ 繰 入	31,787				91,000					
	そ の 他 の 支 出	19,064			119,717	333,935	15,300	162,763	8,938	29,910	56,129
	次 年 度 支 払 準 備 金	830,224									
	計	12,039,931	25,004,788	397,215	296,379	448,469	17,325	354,059	613,484	330,340	434,298
差引当期利益金又は当期損失金(△)		59,625	0	0	△3,380	48,682	5,107	909	14,170	△16,486	2,188

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経 理 区 分		短期	長期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊 (会館)	宿泊(サン ペルラ志 摩)	貯 金	貸 付	物 資
資 産	流動資産	2,663,747	1,375,808	6,113,879	217,234	538,591	75,040	208,808	4,616,782	171,365	732,304
	固定資産			16,275,888	2,583	25	96,955	1,495,610	34,727,744	10,516,146	
	繰延資産										
資 産 合 計		2,663,747	1,375,808	22,389,767	219,817	538,616	171,995	1,704,418	39,344,526	10,687,511	732,304
負 債	流動負債	473,811	1,375,808		1,542	62,278	1,415	24,282	38,654,782	680	55,391
	固定負債	830,224		22,389,767	141,274	14,227		25,000	61,196	9,406,653	606,698
	負債合計	1,304,035	1,375,808	22,389,767	142,816	76,505	1,415	49,282	38,715,978	9,407,333	662,089
資 本	資 本 剰 余 金						107,250	1,528,411			
	積 立 金										
	利益剰余 金又は欠 損金(△)	1,359,712			77,001	462,111	63,330	126,725	628,548	1,280,178	70,215
	資本合計	1,359,712	0	0	77,001	462,111	170,580	1,655,136	628,548	1,280,178	70,215
負 債 ・ 資 本 合 計		2,663,747	1,375,808	22,389,767	219,817	538,616	171,995	1,704,418	39,344,526	10,687,511	732,304

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成21年6月19日

三重県警察本部長 入 谷 誠

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

集合教育用四輪運転シミュレータ装置 1式

ア 中央装置（搬入、調整、電源工事等一式を含む。） 1台

イ 運転席（搬入、調整、電源工事等一式を含む。） 25台

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県警察本部長が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 納入期限

平成22年2月26日（金）

(4) 納入場所

三重県警察本部交通部運転免許センター

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに掲げる証明書等を平成21年7月16日（木）午後5時までに4の(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあつては、(4)から(7)までの書類を平成21年8月7日（金）午後1時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 次に掲げるいずれかの書類

ア 法人にあつては、法務局発行の「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」又は「代表者事項証明書」の写し

イ 個人にあつては、申請者の本籍地市区町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の「登記されていないことの証明書」の写し

(3) 入札説明書（仕様書）に示す特質等を有することを示す機能及び定価証明書及び当該物品に関するカタログ

(4) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(5) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し

(6) 当該物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明する書類

(7) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

4 入札手続等に関する事項

(1) 担当所属

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課用度係 担当 潤田

電話 059-222-0110 (内線) 2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 入札説明書(仕様書)の配布方法

(1)の場所で、平成21年6月19日(金)から同年7月15日(水)まで(三重県の休日を定める条例(平成元年三重県条例第2号)第1条に規定する休日を除きます。)の午前8時30分から午後5時まで配布します。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

平成21年7月23日(木)までに通知します。

(5) 入札書提出の日時及び場所

日時 平成21年7月30日(木)午後1時必着

場所 三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課用度係

入札書は郵送のみ受け付けます。提出は書留郵便によることとし、封筒に「集合教育用四輪運転シミュレータ装置の購入契約入札書在中」とし、朱書きにより「三重県庁内郵便局留」と記載してください。

(6) 開札の日時及び場所

日時 平成21年7月30日(木)午後1時30分

場所 三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部 2階 入札室

開札の立会いを希望する者は、上記日時及び場所で立ち会うことができます。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札は、本人又はその代理人が行ってください。ただし、代理人が入札する場合には、入札書の郵送の際に委任状を同封の上提出してください。

イ 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載するものとします。

ウ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

エ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

オ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県警察本部長が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

カ 入札の無効

本公告に示した入札参加及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

5 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否
要

- (3) 入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、入札を中止します。

- (4) 詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

6 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Car Driving Simulator for Safety Driving Skills and Technics:1 units
(Including: Wiring, installation and power supply construction etc.)

- (2) Date and Time for the Open Bidding :

Bids submitted by registered mail must be received by 1:00 P.M. on Thursday, July, 30, 2009.

- (3) Managing Authority :

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters, 1-100
Sakae-machi, Tsu City, Mie Prefecture, 514-8514, Japan
TEL:059-222-0110 EXT. 2261

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書室
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.jp/>
